

(旅館業、公衆浴場)

## 許可申請時の水質検査について (原湯等)

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

### ○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目 (6項目)

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は3mg/L 以下 過マンガン酸カリウム消費量の場合は10mg/L 以下
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100mL 中に 10cfu 未満をいう)

※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

### ○ 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

#### 【注意事項】

※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付してください。  
(照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。)

※ 原水、原湯については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯(水)、または貯湯槽内から採水してください。

※ 水質検査は、①国公立の衛生試験機関又は②食品衛生法及び水道法に規定する登録検査機関に検査を依頼してください。

登録検査機関は厚生労働省のホームページの「水質検査機関登録簿」に掲載されています。レジオネラ属菌等目的の検査項目の実施の有無、料金、採水方法、検査日数などは検査機関により異なりますので、直接各検査機関にお問合せください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

(令和5年3月版)